

# 子育て対応改修に係る所得税額の特別控除

(適用期限:令和6(2024)年4月1日～令和6年12月31日)

## ◆特例措置の概要

一定の個人が、自己の居住の用に供する家屋に子育て対応改修工事を行った場合又は子育て対応改修工事と併せて増改築等工事を行った場合について、以下の控除額(=(ア)又は(ア)と(イ)の合計)が所得税から控除されます。

(ア)<sup>※1</sup>一定の子育て対応改修<sup>※2</sup>に係る標準的な工事費用相当額<sup>※3</sup> (上限:250万円)  
10%が控除されます

(イ)<sup>※1</sup>以下、①、②の合計額  
(上限:(ア)と同額又は1000万円－(ア)控除対象額のうち、少ない方の金額)

①(ア)の工事に係った標準的な工事費用相当額のうち、250万円を超えた額

②(ア)以外の、一定の増改築<sup>※4</sup>の費用に要した額

5%が控除されます

※1 (ア)、(イ)共に補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を差し引いた後の金額です。

※2 一定の子育て対応改修とは、減税対象となる工事で、2ページ目に記載しています。

※3 標準的な工事費用相当額とは、令和6年国土交通省告示第〇号にて定められているものです。対象となる子育て対応改修にかかる工事及び金額は、告示内の表で掲げられているものとし、実際にかかる工事金額ではありません。4ページ目に記載しています。

※4 一定の増改築等:住宅ローン減税(増改築)対象となる工事であり、第1号～第6号工事のいずれかに該当する工事(費用は、実際に当該工事に要した額(税込))です。5ページ目に記載しています。

詳細な計算方法については、国交省HPで簡易計算ツールを公開しておりますので、そちらをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000250.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000250.html)

## <一定の子育て対応改修>

以下に掲げる工事です。(令和6年国土交通省告示第〇号)

対象となる工事	詳細な内容
1. 住宅内における子どもの事故を防止するための工事で、次のいずれかに該当するもの	A 柱壁等の出隅等の衝突防止工事(面取り加工等)
	B クッションフロアへの交換工事
	C 衝撃緩和畳への交換工事
	D 転落防止手すりの設置工事
	E 指はさみ事故防止のためのドア交換工事
	F チャイルドフェンス設置工事
	G 感電防止のためのコンセント工事
2. 対面式キッチンへの交換工事	-
3. 開口部の防犯性を高める工事で、次のいずれかに該当するもの	A 防犯性能のある玄関ドアへの交換工事
	B 割れにくい窓への交換工事
	C 面格子設置工事
4. 収納設備を増設する工事	-
5. 防音性を高める工事で、次のいずれかに該当するもの	A 開口部(窓)の防音性を高める工事
	B 界壁の防音性を高める工事 (マンションのみ)
	C 界床の防音性を高める工事 (マンションのみ)
6. 間取り変更工事で、次のいずれかに該当するもの	A 間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事
	B 間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事
	Bと併せて行う調理室の位置を変更する工事
	Bと併せて行う浴室の位置を変更する工事
	Bと併せて行う便所の位置を変更する工事
	Bと併せて行う洗面所の位置を変更する工事

## ◆適用を受けるための主な要件

- ①減税申請者は、次のいずれかに該当する者であること
  - I 19歳未満の扶養親族を有している者
  - II 申請者又はその配偶者が40歳未満であること
- ②減税申請者が所有し、かつ主として居住の用に供する家屋であること
- ③子育て対応改修工事の標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、50万円を超えていること
- ④店舗等併用家屋の場合は、工事費用のうち2分の1以上が自己の居住用部分であること
- ⑤床面積が登記簿表示上で50㎡を超えていること
- ⑥店舗等併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑦住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ⑧合計所得金額が2000万円以下であること
- ⑨改修工事を行い、令和6年12月31日までに居住の用に供していること

## ◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、減税申請者が以下の書類を税務署に提出。

- ①確定申告書
- ②住宅特定改修特別税額控除の計算明細書
- ③登記事項証明書
- ④増改築等工事証明書<sup>※5</sup>
- ⑤補助金等の交付を受けている場合は、金額が明らかな書類 等

※5 増改築等工事証明書は、  
(1)登録された建築士事務所に属する建築士、  
(2)指定確認検査機関、  
(3)登録住宅性能評価機関、  
(4)住宅瑕疵担保責任保険法人  
のいずれかが発行。

<標準的な工事費用相当額> (令和6年国土交通省告示第〇号)

以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の単位を乗じたものの合計額です。

子育て対応改修工事内容		単位あたりの金額	単位	
住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事	壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	11,000円	当該工事の箇所数	
	床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	衝撃緩和型畳床への取り替え	8,300円	当該工事の施工面積 (㎡)
		クッションフロアへの取り替え	7,000円	当該工事の施工面積 (㎡)
	転落防止のための手すりを取り付ける工事	バルコニーへの取り付け	13,500円	当該手すりの長さ (m)
		二階以上の窓への取り付け	20,300円	当該手すりの本数 (本)
		廊下又は階段への取り付け	36,300円	当該手すりの長さ (m)
	室内ドアを子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事	104,500円	当該工事の箇所数	
	チャイルドフェンスを取り付ける工事	造作工事	115,000円	当該工事の箇所数
		既製品の取り付け	15,000円	当該工事の箇所数
	コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものに取り替える工事	シャッター付きコンセント	4,000円	当該工事の箇所数
乳児の手が届かない高さへの移設		7,100円	当該工事の箇所数	
対面式キッチンに取り替える工事		1,477,200円	当該工事の箇所数	
開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事	玄関ドアの取り替え	396,500円	当該工事の箇所数	
	サッシ及びガラスの取り替え	57,400円	当該開口部の面積	
	面格子の取り付け	55,400円	当該工事の箇所数	
棚その他の収納設備を増設する工事		163,900円	当該収納設備の水平投影面積(㎡)	
開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事	窓の工事	52,400円	当該窓の面積 (単位 ㎡)	
	界壁の工事	17,400円	当該工事の施工面積 (単位 ㎡)	
	界床の工事	39,900円	当該工事の施工面積 (単位 ㎡)	
以下の間取り変更工事 ・子ども部屋の増設 ・水回りの近接 ・子どもを見守りやすい間取りへの変更	A 間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事	159,400円	当該工事の箇所数	
	B 間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事	Bと併せて行う調理室の位置を変更する工事	1,346,900円	-
		Bと併せて行う浴室の位置を変更する工事	971,100円	-
		Bと併せて行う便所の位置を変更する工事	402,100円	-
		Bと併せて行う洗面所の位置を変更する工事	481,200円	-

## <一定の増改築等>

住宅ローン減税(増改築)対象となる工事であり、具体的には以下の第1号～第6号工事のいずれかに該当する工事(費用は、実際に当該工事に要した額(税込))です。

(租税特別措置法施行令第26条第33項)

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え:建築物の <b>主要構造部</b> の1種以上について行う <b>過半</b> の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の <b>全部</b> について行う修繕又は模様替
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替(耐震改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事(省エネ改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外) (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)